



令和7年度 林地残材等有効活用支援事業 Q&A

令和7年4月14日現在

林地残材等有効活用支援事業は、林地残材等“の有効活用に資するため「林地残材の集積」「林地残材の搬出」「枝条圧縮等作業」に定額補助を行う事業です。

1 事業の目的は？

民有林における主伐や間伐後に残された枝条等（以下、「林地残材」という。）は、再造林やその後の保育作業で支障になるほか、流出した林地残材が架線を閉塞させ災害等の原因になる恐れも危惧されています。さらに、森林病虫害による被害材の活用を適正に進め、被害まん延を防止するため木質バイオマス施設等への林地残材等を供給し有効活用する取組みを支援します。

2 事業内容は？

事業内容は次の3事業です。

（1）林地残材の集積

主伐により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の現場での集積

（2）林地残材の搬出

主伐、間伐及び森林病虫害被害材の伐採により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の中間土場までの搬出等（積込、運材、仕分け）

（3）枝条圧縮等作業

木質バイオマス施設等まで30km以上運搬する場合の、運搬効率化のための枝条圧縮等作業

3 補助の対象経費は？

3つの事業の対象経費は津語のとおりです。

（1）林地残材の集積

通常の施業では搬出されず、放置していた枝条等の現場内運搬（フォワーダ、索道等）に係る経費

なお、集積は、枝条等を伐採箇所から作業道等の道端まで搬出する作業になります。

（2）林地残材の搬出

現場に集積された枝条等（主伐、間伐等と一体的に行う竹材を含む）の中間土場への運搬に係る経費及び木質バイオマス施設等へ供給するために必要な土場での仕分け作業に係る経費

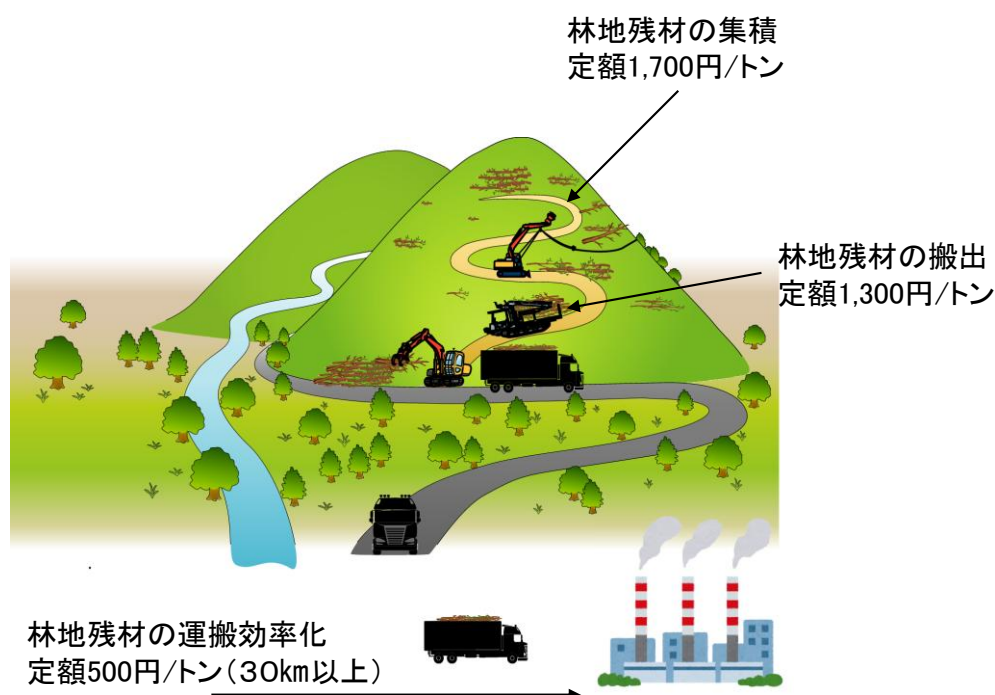
なお、中間土場はトラック等の輸送起点で、枝条等の積替えを要しない場合は山土場が中間土



場となります。

(3) 枝条圧縮等作業

中間土場等での圧縮作業等（チップ化含む）に係る経費



4 補助を受けられるのは？

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者、林業事業体、その他知事が認める者です。

5 森林整備（皆伐等）の委託事業でも可能ですか？

市町村等の委託する事業でも補助対象となります。補助を受けられる者（「補助申請者」といいます。）となります。

6 補助金額はいくらですか？

補助金額は、次の定額補助（以下：「定額」といいます。）とします。

(1) 林地残材の集積

定額単価は1,700円/トンです。定額は事業単位ごとの搬出量の合計に定額単価を乗じて算定します（100円未満切り捨て）。なお、定額単価は直接費及び間接費相当額です。

(2) 林地残材の搬出

定額単価は1,300円/トンです。定額は事業単位ごとの搬出量の合計に定額単価を乗じて計算します（100円未満切り捨て）。定額単価は直接費及び間接費相当額を含みます。

(3) 林地残材の運搬効率化

定額単価は木質バイオマス施設等まで30km以上を運搬する場合の、運搬効率化のための枝条



圧縮等作業500円/トンです。定額単価は直接費及び間接費相当額を含みます。定額は事業単位ごとの搬出量の合計に定額単価を乗じて計算します（100円未満切り捨て）。

7 定額は消費税を含みますか？

「林地残材の集積」「林地残材の搬出」「枝条圧縮等作業」とともに定額には消費税相当額は含みません。

8 事業地等や搬出規模に基準や制約はありますか？

実施基準は次のとおりです。

- (1) 補助対象は同一現場において、補助申請年度の4月1日以降に最終納材を行った現場となります。ただし、令和7年度は、信州の森林づくり事業の予定調書に記載されている箇所であれば、最終の納材が4月1日以前でも構いません。
- (2) 事業規模は、林地残材等活用量が10トン以上の箇所で実施してください。
- (3) 林地残材の集積については、主伐後から地拵え実施前に実施する林地残材の搬出作業を補助対象とします。本作業を主伐時に同時に実施しても補助の対象となります。
- (4) 林地残材の搬出については、県内の木質バイオマス施設等への供給を目的として、林地残材を搬出した出荷量（トン）を補助対象とします。
- (5) 補助金申請者と木質バイオマス施設との間で5年間以上の林地残材安定供給協定の締結を必要とします。
- (6) 林地残材の主な搬出対象は枝条等とします。搬出量の概ね過半は枝条等が必要となります。枝条等は、枝条、根元材（たんころ）、曲がりや細いことから通常は搬出しない材となります。
- (7) 樹種は問いません。
- (8) 松くい虫等の被害材の搬出にあたっては、アカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に基づき実施してください。

9 補助対象外の基準はありますか？

「林地残材の集積」において、次の施行地は補助対象外です。

- ✕ 信州の森林づくり事業で実施した特殊地拵え及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）等の施行地
- ✕ 国、県又は市町村等による、林地残材等の活用支援を受けている施行地
- ✕ 地拵え以降に実施する場合や地拵えと同時に実施する場合は他の補助事業との重複の可能性があるので、原則補助の対象としません。

10 木質バイオマス施設とは？

本事業では県内にある木質バイオマス発電施設、チップ加工施設、薪・炭製造施設としています。県内で消費されるための施設を原則とします。



一時的に保管するチップ施設等で、エンドユーザー施設が県外である場合は対象となりません。

1 1 複数団地を施業する場合、複数の団地について補助金の対象地となりますか？

複数団地を施業する場合、複数の団地について補助金の対象施業地となります。個々の施業地を最低単位として申請していただくことができます。

1 2 補助金はどこからもらえますか？

本事業は一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下：「協会」といいます。）が補助事業者となっています。補助金は協会が交付します。

1 3 補助金いつもらえますか？

本事業は「実績補助」です。事業完了後に提出していただく所定の「補助金交付申請書」について協会が実施する事業調査の結果を基に補助金を算出して交付します。

1 4 補助を受ける場合の手続きは？

「林地残材の集積」「林地残材の搬出」「枝条圧縮等作業」の事業を実施する場合は、所定の「事前計画書」を協会に提出してください。協会ホームページに登載している様式を使用してください。

提出していただいた事前計画書を協会が確認し、当該事業に該当するかの可否を判定して通知します。なお、事前計画書の内容について問い合わせ（確認）をさせていただく場合があります。

1 5 「事前計画書」の記載内容は？

事前計画書には、事業区分（「林地残材の集積」「林地残材の搬出」「枝条圧縮等作業」）、搬出材積（トン）、搬出先、土場から搬出先までの距離(m)、搬出時期等を記載してください。

事前計画書は「実現性」が求められます。搬出材積等の数値目標は、漠然とした「期待値」ではなく、具体的な根拠に基づいた「予測値」にしてください。

1 6 当該事業の期間はどのようになっていますか？

事前計画書の受付から交付申請期限は次のとおりです。なお、補助金交付申請までに事業が終了していることを原則とします。

受 付 開 始 令和7年4月18日から

事 業 期 間 令和7年4月18日受付開始日

令和7年12月末日まで

補助金交付申請期限 令和8年1月末日まで

1 7 事業実施に伴い計画した材積等が変更となった場合は、報告する必要がありますか？

事前計画書から事業量に増減が生じた場合は、所定の「変更計画書」を協会に提出してください。

**18 「事前計画書」に記載した事業を中止する場合はどのようにしたらよいですか？**

複数団地を計画し、その一部を中止し又は全ての団地で中止する場合は所定の「変更計画書」を協会に提出してください。（変更と同様の手続きです。）

19 事業実施期間に確認や調査は行われますか？

事業実施期間内に現地確認を行います。

さらに、有効な林地残材活用に向けた技術支援を行います。技術支援は「現場条件に応じた効率的な林地残材の集積・搬出方法の指導や供給者と需要者とのマッチング等の情報提供」等です。事前に連絡をさせていただき、現地確認と技術支援を行います。

20 補助金交付申請の提出書類等は？

事業終了後、速やかに次により協会に補助金交付の申請をしてください。

- (1) 申請者は、対象者としての権限の有無を確認のうえ申請してください。
- (2) 補助金交付申請は、所定の「補助金交付申請書」に添付書類（提出書類等確認書、実行内訳書、実行内訳書付表、搬出量集計表、搬出量出荷伝票の写し、位置図、森林計画図、実施状況の写真）を添付してください。

21 補助金交付申請後の手続き等がありますか？

協会は、補助金交付申請を提出していただいた場合、速やかに事業調査を行います。この段階で問い合わせをさせていただきます。

事業調査の結果、適当と認めた箇所については調査調書を作成し、調査調書に基づき補助金を算出して、補助金交付明細書を作成します。

その後、補助金の額の交付及び確定を文章により通知します。

通知がお手元に届きましたら、所定の補助金交付請求書を提出してください。

22 所定の様式はどこにありますか？

協会ホームページに登載しています。ファイル形式はExcelです。ダウンロードして使用してください。

一般社団法人長野県林業コンサルタント協会ホームページ

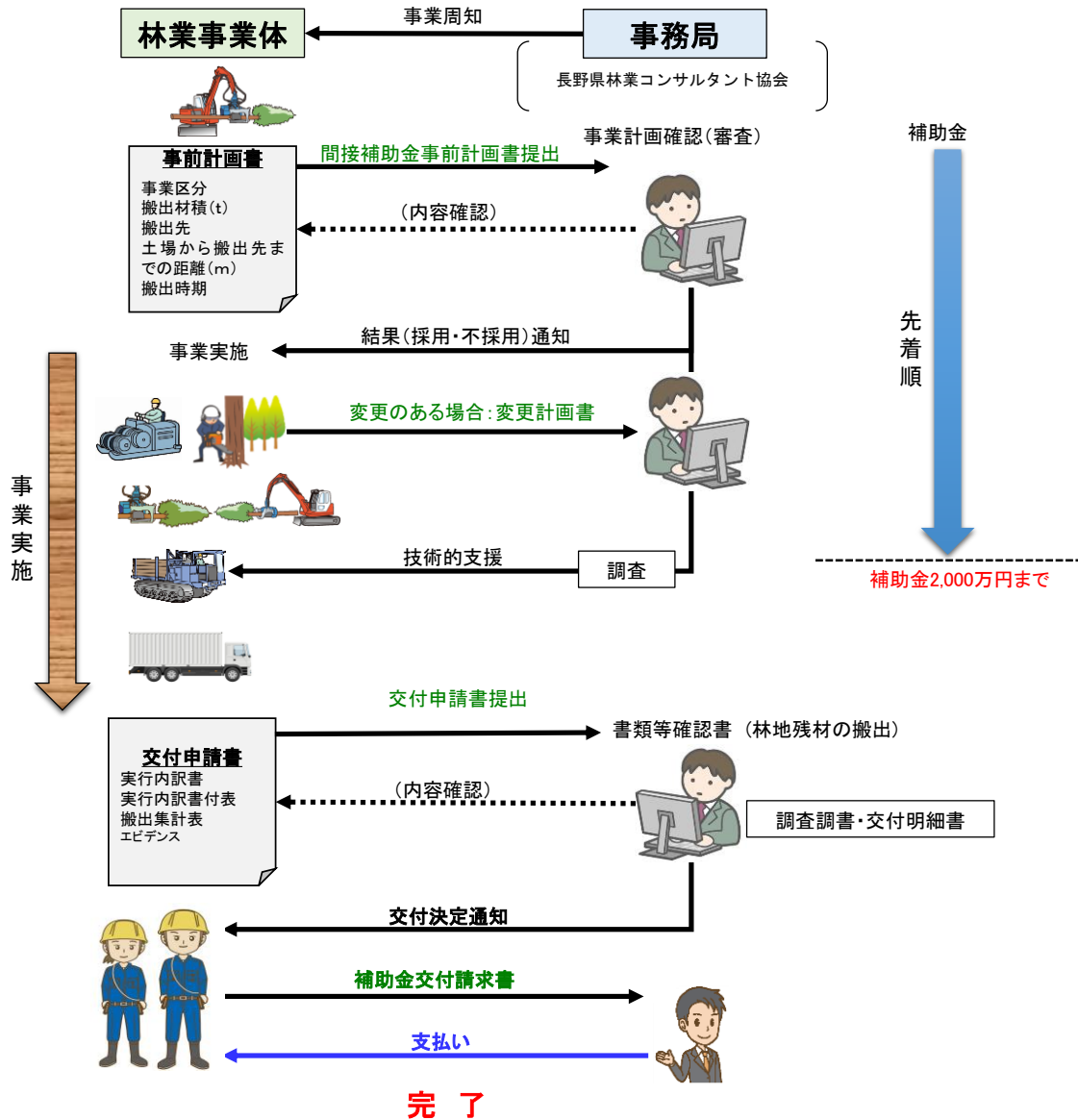
<https://rincon.or.jp>

23 事業の一連の流れを示してください。

次ページに一連の流れを図として掲載しました。確認してください。



林地残材等有効活用支援事業の流れ



受付開始 令和7年4月18日から

事業期間 令和7年4月18日受付開始
令和7年12月末日まで

交付申請期限 令和8年1月末日まで